

（７）観光の現状

本光寺の現在の年間参拝者数は 30,000～35,000 人程度である。このうち、6 月に開催される紫陽花まつりに訪れる人が多い。期間中には位牌堂にある宝物館の一般公開や檀家による地元農産物の販売なども行われる。この時期に併せて、三ヶ根駅や近隣駅を起終点にして本光寺の紫陽花まつりと周辺の観光資源を訪ねる J R 東海のさわやかウォーキングが開催され、3,000 人程度が本光寺を訪れる。

また、11 月～6 月末までの間には、三河温泉に来た観光客がバスに乗って週 2～3 回程度本光寺を訪れる。さらに、本堂にある奥座敷（藩主の間）では写経を行っており、写経で年間 100～150 名程が本光寺を訪れる。

その他、本光寺では年間を通じて、地域住民等による供養、祈祷等の信仰活動が営まれている。史跡としての墓所の保存及び活用との両立が不可欠である。

① 本光寺の花の見頃

見頃	種類	概要
3 月	梅	10 種類約 80 本の梅が植えられた本堂前の梅林は見事である。
3 月下旬～ 4 月上旬	椿	約 150 種 750 本の椿が植えられ、展望台に至る山の斜面すべてが椿園になっている。
4 月	桜	10 種類約 30 本の桜が寺社内の各所で見られる。
6 月	あじさい	15 種類約 1 万本のあじさいが山門への参道をはじめ、寺社内各所に植えられている。
11 月	紅葉	5 種類 70 本の紅葉が見られる。

② 本光寺の行事

時期	種類
毎月 18 日	身代わり観音（観音講）
1 月 1 日～5 日	年賀
3 月 春分の日	彼岸会
6 月 1 日～30 日	紫陽花まつり J R 東海さわやかウォーキングが開催され 3,000 人程度が訪れる。
8 月 9 日	盆施食会
8 月 23 日前後	地藏盆
9 月 秋分の日	彼岸会
不定期	十二支霊場祈祷会（年 15～20 回）

③ 観光客の動線

観光客は、指定地外の駐車場を利用し、山門前の参道、山門を経て墓所内へ見学に向かうが、高低差の少ない本堂周辺、西廟所を一巡して帰路につくケースが多い。車いす利用者等の場合は、車で参道脇の管理用道路を通過して墓所内へ入り、トイレ脇のスペースに駐車し、平坦な本堂周辺、西廟所を見学する。史跡の価値を実感できる動線設定が必要である。

第4章 保存管理

第1節 基本方針

史跡の特性や現状を踏まえた上で、今後適切に保存管理していくための基本方針を以下のように設定する。

① 地区の特性を踏まえた保存管理方法の設定

指定地内は全域画一的な性質ではなく、史跡の空間構成、土地利用の状況によって性質の違いが確認されることから、各地区の特性に応じた保存管理の方法を設定する。

② 構成要素の適切な保存管理方法の具体化

第3章において記述した、史跡を構成する要素に従い、史跡の特性や現状を踏まえた保存管理の方法を検討し、具体化させる。

③ 史跡の現状を変更する行為の明確化と取扱基準の設定

想定される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、文化財保護法や他の法令に基づいた適切な管理を実施していくための現状変更の取扱方針と具体的な取扱基準を設定する。

第2節 地区区分

指定地内は全域画一的な性質ではなく、史跡の空間構成、土地利用の状況によって性質の違いが確認されることから、各地区の特性に基づき、表4-1のように地区区分を設定する。

表4-1 地区区分

地区		定義
廟 所	西廟所	深溝松平家初代～4代を祀る供養塔、5代忠利を祀る肖影堂、11代忠恕・6代忠房長男好房の石殿、一族・家臣の供養塔を中心に、参道を含む墓所造成のために整地された範囲
	東廟所	深溝松平家6代～19代(11代忠恕を除く)当主と6代忠房室永春院を祀る石殿を中心に、門を含む墓所造成のために整地された範囲
境内地		本光寺入口と両廟所を結ぶ参道及び伽藍が形成される平坦面を中心とする範囲とする地目「境内地」の中心をなす部分
山林		上記以外の指定地で、一部人為的な改変が加えられているものの、自然の地形や環境を有する範囲、境内地の背景として寺院の宗教的空間の形成に欠かせない空間

第3節 保存管理の方法

これまで示してきた構成要素及び区域の区分に従い、本節では史跡の保存管理の基本方法を定める。まず、保存管理方法の分類を示し、次に地区及び構成要素ごとに保存管理の方法を設定する。なお、具体的な保存管理の方法については、平成26年度に組織した島原藩主深溝松平家墓所保存整備委員会を指導機関と位置づけ、その指導に基づきながら、文化庁及び愛知県の指導・助言を得て進めていくものとする。

（１）保存管理方法の分類

島原藩主深溝松平家墓所は、建立以来、度重なる自然災害に遭い、その都度修理や改良を重ねながら現在まで継承されてきた。このような過去の経過を踏まえると、保存管理には将来予測される変化等を念頭に置くことが必要である。したがって、保存管理は現状維持を基本としつつも、史跡の保存と有効な活用を図るために整備が必要な場合は、史跡の価値を損ねないよう配慮しながら進めることが重要である。

本計画では「維持管理」「修理」「整備」の３行為を設定し、その内容と代表的な実施行為を挙げることで、今後の保存管理方法のガイドラインを示す。（表 4-2）

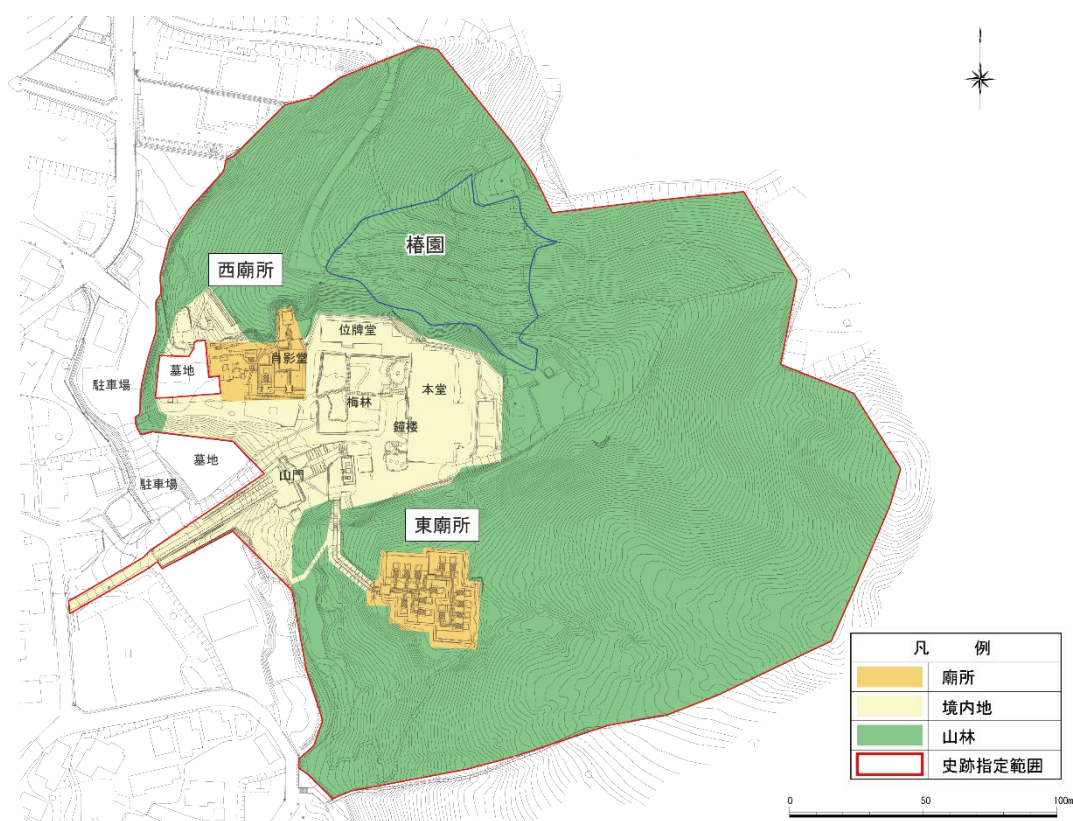


図 4-1 史跡の地区区分図

表 4-2 保存管理方法の分類

分類	内容	代表的な実施行為
維持管理	毀損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する	標識設置、除草、落葉清掃、献花・供物の片付け、支障枝剪定、危険木・枯損樹木の伐採、緊急時・非常時の応急措置（崩落した土砂の除去等）
修理（復旧）	毀損や劣化した箇所を、毀損以前の状態（原状）に戻す（復旧）	破損・劣化した石造物の修理及び保存処理、木造建造物の修理（解体を伴わない）、崩落箇所の復旧
整備	毀損・破損や劣化を防止し、保存を確実にするとともに、公開・活用に資する状態へ整備する	塀の復元整備、木造建築物及び石造物の解体修理・復元整備、法面の崩落防止のための整備、排水施設の修理・整備、立木伐採（主伐・間伐）、枝打、下刈、既存植生の整備、案内・説明看板、便益施設の整備

(2) 区域及び構成要素ごとの保存管理方法

① 廟所（西廟所・東廟所）

ア 基本的な考え方

廟所（西廟所・東廟所）は、石殿・肖影堂・東廟所門・石垣等の構成要素が分布し、史跡としての価値の中心をなす墓所の最も重要な区域である。

基本的には現状を維持することが原則であるが、史跡の保存と有効な活用を図るために整備が必要な場合は、史跡の価値を損ねないよう配慮して実施する。その際、現状を正確に把握し、将来予測される状況を踏まえたうえで進めていく。

イ 保存管理の方法

廟所（西廟所・東廟所）における保存管理の方法を表 4-3 に示す。

表 4-3 廟所（西廟所・東廟所）における保存管理の方法

要素		維持 管理	修理（復旧）	整備
石造物		日常的な維持管理、補修、 応急措置	破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理・復元整備
木造建築物			破損・劣化箇所の修理、保存処理	解体修理・復元整備
工作物（参道など）			崩落・流出土砂の復旧	歩行帯・側溝・階段などの整備
遺構・遺物（地下遺構）			遺構の保存を前提とした発掘調査	
植物（ウメ、アジサイ）			—	改植、補植、新植
必要な要素	史跡活用 に 解説板		破損・劣化箇所の修理	解説板の整備

② 境内地

ア 基本的な考え方

境内地は、山門、本堂、位牌堂、鐘楼、参道、排水施設（排水側溝・既設排水施設）などの構成要素が分布し、寺院としての機能を維持するために重要な区域である。また、参拝者・見学者に対しての便益施設が多数存在する地域であるため、多くの見学者・参拝者が滞在する地域でもある。寺院機能の維持管理や墓所の見学者・参拝者に対して支障をきたすような事象が生じた場合、また、史跡の保存と有効な活用を図るための整備が必要な場合は、史跡の価値を損ねないよう配慮して実施する。その際、現状を正確に把握し、将来予測される状況を踏まえたうえで進めていく。

イ 保存管理の方法

境内地における保存管理の方法を表 4-4 に示す。

表 4-4 境内地における保存管理の方法

要素		維持 管理	修理（復旧）	整備
石造物		日常的な維持管理、補修、 応急措置	破損・劣化箇所の修理、 保存処理	解体修理・復元整備
木造建築物			破損・劣化箇所の修理、 保存処理	解体修理・復元整備
工作物（参道）			崩落・流出土砂の復旧	歩行帯・側溝・階段などの 整備
遺構・遺物（地下遺構）			遺構の保存を前提とした発掘調査	
植物（ウメ、アジサイ）			－	改植、補植、新植
必要要素 史跡活用に	解説板、ベンチ、トイレ ほか		破損・劣化箇所の修理	解説板、ベンチ、トイレほ かの整備
必要要素 維持管理に	給水施設、排水路ほか		破損・劣化箇所の修理	給水施設、排水路ほかの整 備

③ 山林

ア 基本的な考え方

山林地区は、廟所と境内地の背景をなし、史跡の景観と環境を維持する上で、相応の保全が必要となる区域である。

基本的に山林を継続的に維持することを原則とするが、寺院景観としてよりふさわしい植栽のあり方を検討することも視野に入れることとする。また、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を図る場合や、史跡の景観や眺望の確保が必要と認められる場合、史跡の保存と有効な活用を図るための整備が必要な場合は、史跡の価値を損ねないように配慮して実施する。その際、現状を正確に把握し、将来予測される状況を踏まえたうえで進めていく。

イ 保存管理の方法

山林地区における保存管理の方法を表 4-5 に示す。

表 4-5 山林における保存管理の方法

要素		維持 管理	修理（復旧）	整備
植物（高木、中低木、地被類）		日常的な維持管理、補修、 応急措置	—	間伐、除伐、枝打、補植、 下刈
椿園			—	除伐、補植
法面（人工法面） （高木、中低木、地被類）			崩壊土砂の復旧	崩壊防止施設 除伐、枝打、下刈
史跡活用に必要な要素	説明板、休憩施設（展望台、ベンチ）、園路		破損・劣化箇所の修理	説明板、休憩施設（展望台、ベンチ）、園路の整備
維持管理に必要な要素	安全柵、水槽、排水路		破損・劣化箇所の修理	安全柵、水槽、排水路の整備

第 4 節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

（１）基本的な考え方

本計画では史跡を確実に保存する立場から「史跡内は現状維持を原則とし、現状変更は認めないことを基本方針とする」が、史跡の価値の維持に必要な行為やその向上と発展を目的とした行為等については、史跡の価値への影響を勘案した上で現状の変更を認めるものとする。

① 現状を変更する行為

史跡島原藩主深溝松平家墓所において想定される現状変更等行為には以下のようなものがある。

- ア 建築物の新築、増築、改築または除却
- イ 工作物の設置、改修または除却
- ウ 道路の舗装、修繕
- エ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除却
- オ 電線、ガス管、水管または下水道管の改修
- カ 木竹の伐採
- キ 発掘調査等各種学術調査
- ク 史跡の保存整備
- ケ その他現状変更を必要とする事項

② 現状変更許可基準

ア 建築物の新築、増築、改築または除却

建築物の新築、増築、改築または除却については、原則として許可しない。なお、既存建築物等の増築・改築等、建築物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。

イ 工作物の設置、改修または除却

工作物の改修については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可する。

工作物の設置及び除却にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

ウ 道路の舗装、修繕

公共・公益上必要な道路の維持を図るための舗装・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可する。

エ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除却

史跡の管理に必要な施設の設置、改修、除却については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

なお、施設の設置にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

オ 電線、ガス管、水管または下水道管の改修

電線、ガス管、水管または下水道管の改修については、遺構に影響のないよう計画した上で現状変更を許可するものとする。

カ 木竹の伐採

木竹の伐採については、既存木の枯損や腐朽のほか、遺構の保存に影響がある場合、また、史跡整備上支障となる場合等、その必要性に応じて判断する。ただし、抜根については、地下遺構の保存状況を勘案し判断する。

なお、史跡の保存整備上必要な修景の確保については、地下遺構の保存を図った上で、その必要性等に応じて判断する。

キ 発掘調査等各種学術調査

発掘調査等各種学術調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合について認める。

ク 史跡の保存整備

学術的調査成果に基づく史跡の保存整備をおこなう場合については、その方法等を十分に検討した上で現状変更を許可する。

ケ その他現状変更を必要とする事項

ア～ク以外に史跡内において現状変更に相当する可能性のある事項については、愛知県もしくは文化庁と協議のうえ判断する。

③ 現状変更等の許可申請が不要な行為

法第 125 条ただし書における許可が不要な行為として、次のようなものをあげることができる。

ア 維持の措置（「規則」に規定されている）

イ 非常災害のために必要な応急措置

ウ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微なもの

エ このほかに清掃や除草等の維持管理行為は、適正な保存管理のため不可欠な行為であることから、維持管理行為をあげることができる。

④ 現状変更等の許可申請が不要な行為の具体的事例

ア 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲は、次のとおりである。

- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき

（具体例）降雨等による参道等における軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧

- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき

（具体例）斜面部分のごく小規模な崩落が発生した場合の盛土による原状復旧

- ・ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

（具体例）危険木の伐採、枯損木の伐採

イ 非常災害のために必要な応急措置

（具体例）地震や豪雨等による斜面崩壊危険箇所に対する被害防止のための土嚢の設置や土留め杭・立入禁止柵等の設置

ウ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微なもの

（具体例）建築物・工作物の小規模補修・改善、イベント等に伴う仮設の簡易な工作物の設置・看板などの掲示、重量物の積載や通行・振動を与える行為等のうち影響の軽微なもの

エ 維持管理行為

（具体例）清掃、草刈り、除草、地衣類除去、危険木等の片づけ、枝打ち、説明板・ベンチ等の清掃・補修、見学者のための簡易な注意板、道標等の設置

（２）指定地に関わる法令等

史跡指定地に関わる主な関連法令における行為制限の概要について表 4-6 に示す。現状変更の取扱いにあたっては、史跡指定地に関わる関連法令との調整を図るものとする。

表 4-6 史跡指定地に関わる主な関連法令における行為制限の概要

関連法令	行為制限の概要
①文化財保護法	史跡の指定範囲は、文化財保護法に基づいて、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為が制限されている。文化財の毀損等は同法で禁じられ、違反行為には強制力を伴った是正措置や罰則等によって厳正に対処することが定められている。現状変更については、同法の規定により事前に許可を受ける必要があり、基準を満たさないものは許可されない。
②都市計画法	史跡の周辺地域は、都市計画法に基づく「市街化調整区域」となっている。市街化調整区域においては、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更等に対し、立地基準への適合が求められる。このことにより、史跡の周辺地域は、原則として市街化が抑制された状態にある。
③森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保護な培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。規制の内容としては、立木竹の伐採、家畜の放牧、下草・落葉・落枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の形質の変更などがある。

（３）現状変更の内容と手続き

将来にわたる墓所の適切な保存管理を円滑かつ有効に進めていくためには、保存管理の各方法に基づき指定地内での具体的な取扱基準を定める必要がある。本項では、前項までに整理した基準に基づき、保存管理方法と各構成要素において予想される現状変更の内容を例示し、それぞれの具体的な現状変更の手続き方法を示す。予想される現状変更行為の内容により必要な手続きが異なるため、具体例と共に必要な手続きを「表 4-7 現状変更の内容と手続き」に示す。

史跡指定地内において現状変更を行う場合は、法第 125 条により文化庁長官の許可が必要となるが、法施行令第 5 条第 4 項に基づく現状変更については愛知県教育委員会が許可する。また、史跡を復旧しようとする場合には、法第 127 条により文化庁に対し復旧届の提出が定められている。このうち、文化庁長官及び愛知県教育委員会の許可を得る必要がある現状変更については、管理団体である幸田町が申請の窓口となり、文化庁及び愛知県教育委員会に提出される。

各実施予定行為が、現状変更か、また日常的な管理に伴う行為なのか等、判断が困難な場合は、計画段階において事前に幸田町の担当部局と行為内容について協議するものとする。また、大規模な整備に係る現状変更については、島原藩主深溝松平家墓所保存整備委員会の指導を受けながら、内容・方法等について協議し、実施することが望ましい。

なお、地下遺構はその保護を前提としているため、遺構に触れる可能性を持つ変更を行う際には、遺構の保全に対して万全を期すものとする。

表 4-7 現状変更の内容と手続き

方法	要素		代表的な行為	滅失・毀損届（法第120条） 復旧届（法第127条）	現状変更等の許可申請（法第125条）	手続き先	提出先
維持管理	すべての要素		・祭祀に伴う行為 ・下草刈、枯枝、落葉除去等の日常的な管理 ・落下部材の簡易復旧等の応急措置 ・非常災害時に生じた危険箇所の応急措置	—	—	—	—
修理（復旧）	構成要素	石造物、木造建築物	新たな部材を追加しない破損・劣化箇所の修理・復旧	必要	新たな要素を追加する場合は必要（法第118条及び法第127条関係）	「施行令第5条関係」は、愛知県教育委員会 「その他」は、文化庁長官	
		参道	崩壊・流出した土砂の除去や土砂充填による原状復旧等				
		法面	崩落した土砂除去と土嚢等による応急的な措置				
		樹木	—				
	その他の要素		破損・劣化箇所の修理・復旧				
	構成要素以外の物件		既存物件の修理・復旧				
整備	構成要素	石造物、木造建築物	・倒壊・劣化の原状復旧を目的とした解体修理 ・新たな部材を追加した修理・復旧・復元	—	必要	文化庁長官 「森林施業等」は、愛知県教育委員会	幸田町
		参道	・排水機能向上に必要な側溝の改良 ・通行機能の向上を目的とした平坦部の舗装や階段部踏み石の整備等				
		法面	崩落防止のための改修・補修				
		樹木	森林施業等				
	その他の要素		・看板、便益施設、管理用施設等の新築・増築・改修等 ・不要となった既存施設の撤去				
	構成要素以外の物件		不要となった既存施設の撤去				

関係法令

文化財保護法第 33 条

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

文化財保護法第 118 条

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

文化財保護法第 125 条

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化財保護法第 127 条

（復旧の届出等）

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1. 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に

係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
 - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
 - ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
 - ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
 - チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
2. 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第5章 整備と活用の基本方針

第1節 基本方針

史跡を将来にわたって良好な状態で継承していくためには、確実な保存と併せ、史跡の価値と保存の必要性について、理解されることが必要である。また、地域の人たちが親しみ、利用できるように整備し、地域振興に活用していくことが重要である。

そのためには、前章で示した保存管理を着実に実行するだけでなく、史跡の普及啓発活動の企画・運営や情報発信を実施し、史跡の関連文化財とともに、観光資源として価値を高めていく必要がある。その方策としての整備と活用の基本方針は次のとおりである。

- ①史跡を将来にわたって良好な状態で継承し確実に保存する。
- ②史跡の特性に配慮しつつ、普及啓発と情報発信を行う。
- ③史跡の関連文化財とともに、町の歴史文化のシンボル、観光資源として価値を高める。

第2節 整備の概要

史跡の整備にあたって、まず考えなければいけないのは、現状で抱える問題と将来的に発生する問題の2点である。これらの問題は、今後、整備の計画を立てていくにあたり、充分考慮しなければいけないことといえる。災害対応や劣化の著しい遺構の整備、安全対応など、迅速性が求められるものは、短期的な視点での対応が必要である。それに対して熟慮が必要な整備については、中・長期的な視点で調査・整理・検討を十分に行った上で順番に実施に移していくことが必要である。

指定地内での整備方針

区分における整備の方針とともに、それぞれに代表される整備について挙げておく。ただし、整備は各区分内で完結するものばかりではなく、区分を跨いで実施するものが多いため、全体の状況を踏まえながら計画を立てていくことが必要である。

① 廟所

歴代藩主が眠る墓地であることを踏まえた整備を進めていく。

- ・ 廟所を構成する石造物や木造建築物などの現状調査と、調査結果やその他総合的な情報に基づいた修理や整備
- ・ 将来的に自然災害が起きた場合、新たに廟所が被害を負わないような対策

② 境内地

宗教施設としての営みが現在でも行われている地域であり、見学者が最も多く滞在する場所であることを踏まえた整備を進めていく。

- ・ 寺院機能維持のための修理や整備
- ・ 参拝者や見学者に対しての便益施設の整備や、案内・説明サインなどの見学環境の充実

③ 山林

史跡の景観と環境を保全するための地域であり、その必要性を理解してもらうための整備を進めていく。

- ・ 林内通路の整備や適正な植生管理
- ・ 墓所の性格を理解する上で、景観や眺望の確保が必要な場合における樹木間調整

第3節 公開・活用の考え方

(1) 公開・活用の基本的な考え方

史跡は、現在も祭祀行為が続けられている墓所であり、公開・活用にあたっては、その主旨や伝統を踏まえ、墓所の価値とその保存の必要性が来訪者に正しく認識される必要がある。

その上で、史跡を活用・PRする体験学習やイベントなど普及啓発活動を企画・運営していく。また、同時に、インターネットを活用した情報発信や講演会の開催、案内看板やパンフレットなどを作成することにより積極的に事業をPRし、情報を公開していく。

なお、これらの公開・活用に関する事業は史跡の価値に直結するものであるため、事業間において内容に齟齬があってはならない。常に、事業間における情報共有を行い、整合性を図ることが必要である。

(2) 史跡公開の現状

①入館料、開館時間、休館日

史跡島原藩主深溝松平家墓所では、本光寺紫陽花まつりの開催期間中、本光寺の宝物館において、有料一般公開を行っている。入館料、開館時間は表 5-1 のとおりである。

表 5-1 本光寺紫陽花まつりににおける入館料、開館時間、休館日

開催期間	平成 26 年 6 月 1 日 (日) ～ 6 月 30 日 (月)
会場	本光寺 (幸田町大字深溝字内山 17)
備考	早朝より日没まで観覧可 駐車場にて地元物産品の販売 (月曜休み/15 時まで) 宝物館の一般公開 (入館料 300 円/10～15 時まで/月曜休館)
お問い合わせ	本光寺 TEL:0564-62-1626 幸田町産業振興課 幸田町観光協会 (産業振興課内) TEL: 0564-62-1111 (代) 内線 262

②見学ルート

東廟所木戸前に設置されている「本光寺境内図」の案内板に、見学ルートが記されている。



写真 5-1 本光寺境内図

（３）史跡に関する活動の現状

行政機関を始め、民間団体や市民組織などが、島原藩主深溝松平家墓所を活用しながら活動を行っている。

①幸田町（行政）

幸田町は、愛知県などと連携しながら、各部署が表 5-2 のような事業を行っている。

表 5-2 町の各部署の実施事業

生涯学習課	・文化財講演会：深溝松平家墓所をテーマとした歴史シンポジウムなど ・歴史講座、島原藩主深溝松平家の文化財調査 ・現地説明会：本光寺来訪団体に説明 ・長崎県島原市との歴史・文化交流、情報交換 ・文化財ウォーキングマップの作成、郷土の歴史書籍の刊行 ・説明看板の設置
学校教育課	・郷土読本を教材として使用（副読本） ・新任教師等が研修の場として活用
産業振興課	・町等が発行する各種パンフレットで本光寺を紹介 ・町ホームページでの本光寺の紹介 ・本光寺来訪者が利用する「観光用駐車場」「観光者用トイレ」の清掃、維持管理
防災安全課	・史跡内の三河地震の痕跡を地域防災マップに掲載するなど、防災教育の場として活用



写真 5-2 国史跡指定記念シンポジウム
（平成 26 年 7 月 12 日～13 日開催）



写真 5-3 現地説明会
（平成 26 年 3 月 15 日実施）

②観光商工関連団体

観光商工関連団体としては、幸田町観光協会が活動を行っている。主な活動内容は以下のとおりである。事務局は産業振興課内にあり、幸田町観光協会による観光パンフレットの作成やホームページを活用した PR 活動の実施はもとより、愛知県観光協会、三河湾観光ネットワーク等の他の観光団体の発行するパンフレット、機関紙等への掲載について依頼をしている。また、幸田町観光協会のホームページで本光寺における紫陽花の開花状況を紹介する一方、紫陽花まつり運営費の一部補助も実施している。



写真 5-4 本光寺のアジサイ

③住民組織など

史跡内を活動場所とする代表的な住民組織として、護持会、ライオンズクラブ、郷土史研究会、保育園などがある。主な活動内容は以下のとおりである。

ア 護持会

「第3章第3節（7）観光の現状②本光寺の行事」に示したとおり、春・秋の彼岸会、夏の盆施食会などの法要を行い、年1回4月に40名ほど参加し清掃、6月の紫陽花まつりでは、地元農産物の販売、交通整理・駐車場への誘導を行っている。

イ 幸田ライオンズクラブと、ボーイスカウト・ガールスカウト

幸田ライオンズクラブとボーイスカウト・ガールスカウトは協力して年1回、椿園の清掃活動を実施している。幸田ライオンズクラブは、椿園活用のための説明板、園路、休憩施設（ベンチ、展望台）等を設置し、また、椿園の維持管理のために、安全柵、排水路、水槽なども設置している。

ウ 郷土史研究会

幸田文化協会に所属している団体や近隣市町村の郷土史研究会、有志による愛好家団体が年10回程度、訪れている。本光寺では、1時間程度、史跡の案内説明を行っている。

エ 保育園

定期的に20～30名の里保育園の園児が、散歩コースとして郷土資料館から本光寺及び史跡の山林、展望台までよく利用している。また、秋には本光寺と一緒に境内のツバキの実を拾う園外活動を行っている。拾った実はツバキ油採油業者によってツバキ油となり、お寺等で広く使用されている。

④学校教育における活用

町内の小学校における、授業での島原藩主深溝松平家墓所に関する歴史学習の実施状況は、表5-3のとおりである。学校教育においてはこの表の史跡に接する活動が行われている。

表5-3 町内小学校 島原藩主深溝松平家墓所に関する歴史学習実施状況

学校名	対象学年	活用理由	活用時期	その他
深溝小	1年、2年、3年	総合学習、社会見学	すべて6月	平成25年度6年総合学習 深溝松平氏についての話を聞く（11月）
坂崎小	3年、6年	総合学習、社会見学	2月（3年） 7月（6年）	社会科および総合学習の一環として、本光寺の都合があれば見学希望
中央小	3年	社会見学	1月	平成27年1月に校外学習を予定、郷土資料館の見学と合わせ訪問予定

（４）公開・活用のこれからの方向性

①史跡の特性を踏まえた公開方法の検討

史跡内では廟所や境内地において、現在も宗教的営みが続けられている。そのため、必要に応じて立ち入りを制限する等、関係者への配慮が必要である。また、史跡の特徴や被葬者の業績等を記した説明看板の新設や既存看板の補修を行うことで来訪者に墓所の特徴や価値を伝達し、その理解を深める効果が期待できる。

具体案の例：史跡の価値を実感できるモデル見学ルートの設定
説明看板の新設や既存看板の補修

②出土遺物の適切な収蔵・保管と公開の推進

史跡からの出土遺物は非常に脆いものであり、保存処理に向けた調査研究を行っているため、常設の公開は実施していない。本光寺において、紫陽花まつりの時に宝物館で公開しているが、盗難や毀損、劣化などの危険性が存在する。遺物は遺跡の重要な構成要素であり、遺跡とは一体のものであるため、どちらが欠けることも許されない。したがって、幸田町内に、貴重な文化財を大切に守りながら保存管理し公開していくための学術、文化、芸術、郷土史に関する複合施設の建設を推進し、安心して文化財を収蔵・公開できる環境を構築する。また、松平家、本光寺、幸田町の三者の協力のもと、出土遺物の国の重要文化財指定を目指し、出土遺物の学術的な調査研究を今後も実施していく。

具体案の例：学術、文化、芸術、郷土史に関する複合施設の建設推進
安心して文化財を収蔵・公開できる環境の構築
国の重要文化財指定に向けてのアプローチ
出土遺物の学術的な調査研究の実施

③本光寺所蔵史資料の適切な収蔵と効果的な活用

深溝松平家の歴史を幸田に伝える本光寺の貴重な史資料を次世代へ確実に継承していくための環境を構築する。また、所蔵史資料の公開や講座の開催等を実施し、効果的な活用に努める。

具体案の例：学術、文化、芸術、郷土史に関する複合施設の建設推進
安心して文化財を収蔵・公開できる環境の構築
所蔵史資料に関する講座の開催

④学校教育における教育・学習活動の場としての活用

地域の歴史を学ぶ教材として授業・校外学習等での活用を図る。また、教職員研修等により教員が史跡への理解を深めるための活動を支援する。

具体案の例：地域の歴史を学ぶ教材として授業・校外学習等での活用
教職員研修等により教員が史跡への理解を深めるための活動支援

⑤地域と連動した学習講座やイベントなどの企画・実施

生涯学習において、史跡に関する様々なテーマを市民が気軽に学習したり見学したりできる

機会を提供することで、住民の史跡に対する関心と理解の向上を目指す。

行政が主体となって開催する学習イベントのほか、住民団体が独自に開催する研究会や学習講座等へ行政専門職員が出向き解説等を行うなど、住民活動に対する各種支援も行っていく。

具体案の例：住民学習講座等の学習イベントの開催

住民が主宰する研究会・学習講座等への専門職員の派遣

⑥積極的な関連情報の発信

情報発信にあたっては、必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。町内外に幅広く伝え、アピールできるよう町ホームページでの史跡の解説を行うなどインターネットの活用により情報発信し、意見を求め周知を図っていく。

来訪者の利便を高めるため、周辺地域から墓所への誘導板や駅などに史跡の案内看板を設置するとともに、パンフレットやマップ等を作成・配置していく。さらに、関係団体や住民団体といった外部機関との情報のやりとりも積極的に行い、相互に正しい認識を共有していく。

具体案の例：町ホームページなどインターネットの活用により情報発信の充実

講演会などを引き続き実施

周辺地域から墓所への誘導板や駅などに史跡の案内看板を設置

パンフレットやマップ等を作成・配置

外部団体等との情報の共有化

⑦来訪者の便益性確保

来訪者の便益性を確保するため、便益施設に関して総合的な検討を加える。設置にあたっては、墓所景観との調和と整合性に配慮する。また、看板や便益施設の整備にあたっては、指定地外に設置されているものを含め、そのデザインについて特に検討を加え、墓所景観との調和や墓所の特性と整合するような統一的なデザインを検討していく。

具体案の例：ベンチ等休憩施設設置の総合的な検討

案内看板の設置

案内看板や便益施設の統一的なデザイン

⑧山林の活用

来訪者が山林を安全に散策できるよう、林内通路の確保、危険木・枯損木の伐採などを行う。また、東廟所の外周や展望台周辺など、景観確保のための除伐を行う。さらに、山林などにあるツツジの改植、ウメやアジサイの改植・剪定など史跡の新たな魅力づくりを行い、来訪者の増加を図る。

具体案の例：東廟所の外周約 20mの景観確保

展望台の活用、景観確保のための除伐

ウメやアジサイの改植・剪定、ツツジの改植

巨木を活用した景観の確保

（５）関連文化財とのネットワーク

墓所の周辺には、第２章第４節（３）歴史的環境で述べたように、旧領主であった深溝松平家に関する遺跡や史跡が数多く残されている。これらとの連携は、史跡深溝松平家墓所の歴史背景やその価値を理解する上で不可欠である。

「深溝松平家墓所」と密接に関わる文化財を有機的に結びつけ、地域の観光資源として有効に活用していくなど、これらとの公開活用方法を検討することで、互いにその価値を高め、新たな価値を見出していく。

表 5-4 関連文化財の一覧

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 幸田町：（史跡）深溝城跡、深溝松平家向野墓所、三光院、長満寺、深溝神社、東光寺遺跡、池野家土蔵、野場城土塁、明善寺、東部城跡、浄土寺、大草陣屋跡など、（歴史資料）足役御免状など ・ 岡崎市：保母胎蔵寺など ・ 西尾市：永良の継植松碑など |
|--|

第6章 管理運営及び体制整備

第1節 基本方針

島原藩主深溝松平家墓所は深溝松平家・本光寺・幸田町という3者の所有者からなる史跡であることに加えて、全国有数の歴史遺産であり、また幸田町における観光地の一つである。更には教育や防災の教材としての場でもあるため、その管理運営及び体制整備については、関係者及び関係機関との連携や協働が不可欠である。

今後の史跡の運営及び体制整備については、保存管理計画に基づき、包括的に進めていく必要がある。

第2節 管理運営及び体制整備の概要

(1) 連携体制の強化

所有者・使用者等の関係者と行政機関が互いに連携し、各々の独自性、専門性を活かしながら役割を分担しつつ協力する「協働」の体制を構築していく。この協働の前提として、関係組織間で情報を共有できる仕組みを整え、協力・分担して活動を進めていく。

また、行政機関内では、既に史跡の活用を進めている文化財部門（生涯学習課）や教育部門（学校教育課・小学校）、観光部門（産業振興課）間の連携を強めるとともに、防災教育の場として活用を進めている部局等とも連携をしながら、情報・意見の交換の機会等を創出し、万全な保全体制を構築する。

(2) 住民協働体制の構築

国民共有の財産である国史跡の管理及び運営は行政や所有者のみの特定の関係者で行われるのではなく、史跡に関係する住民組織や民間団体などの協力が必要不可欠である。そのためには、町のホームページの充実や周知のパンフレットを作成するなどの情報発信や、イベントや

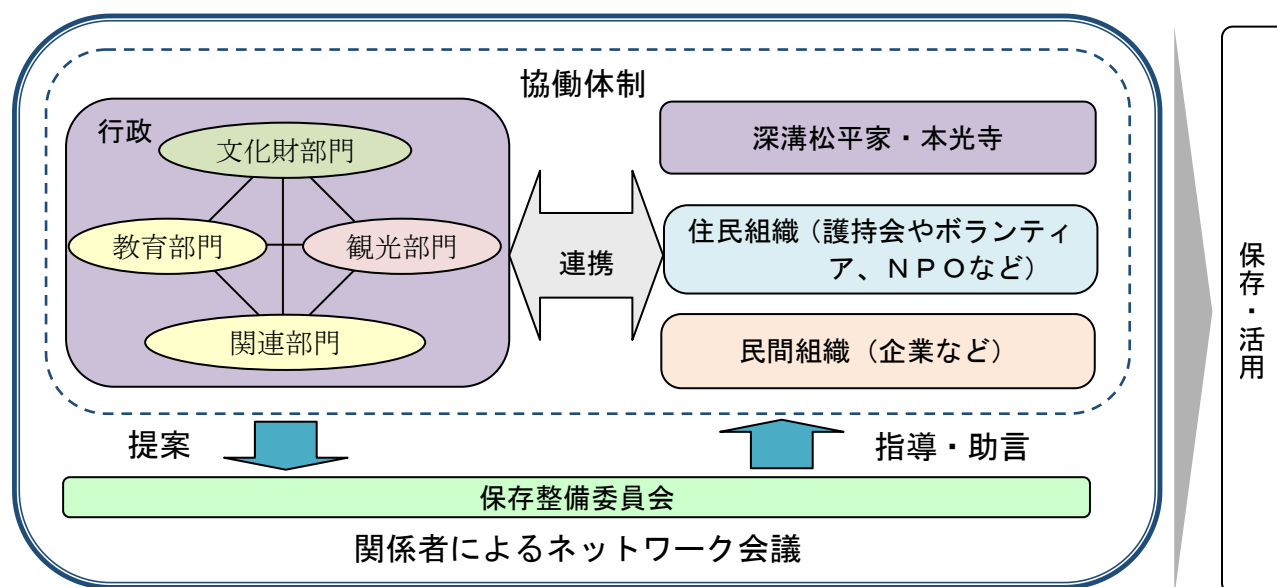


図 6-1 管理運営及び体制整備の概念図

歴史講座などの「普及啓発活動」の事業の展開、イベントや史跡のガイドの担い手を育成していくことが必要である。また、地元企業への働き掛けも重要である。そのためにはそれぞれの企業が保有する専門知識や技能を史跡の管理運営に活かせるような仕組みを作り、企業が積極的に参加できるような環境の構築を目指す必要がある。このような、行政と住民組織・民間団体などによる協働体制を通して、管理運営や整備についての意見を協議できる場として関係者によるネットワーク会議の構築を目指す。(図 6-1)

第3節 防災体制の構築

幸田町における過去の大規模災害としては、昭和 19 (1944) 年の昭和東南海地震、昭和 20 (1945) 年の三河地震、昭和 34 (1959) 年の伊勢湾台風などがあり、近年では、平成 12 年の東海豪雨、平成 20 年 8 月末豪雨などの豪雨災害が床上浸水や床下浸水、農地の冠水などの大きな被害をもたらした。史跡は、屋外の文化財でもあり、地震を中心に、これまでに多くの自然災害に遭い、その都度修理や修復によって旧状復旧されたものや、被災時のままで残されているものもある。このように、史跡は今まで自然災害によって被害を受け続けてきた経緯もあるため、将来的に自然災害等の緊急事態が起きた場合における適切な対応のための体制整備が必要である。

今後、史跡において想定される災害としては、台風、豪雨、火災、地震などがある。特に、集中・滞留する雨水について、排水施設（排水側溝・既設排水施設）の早急な整備が求められる。また、急斜面における崩壊・土砂崩れの危険がある箇所については、今後、現状を調査し対策を検討していく必要がある。その際は、幸田町地域防災計画（平成 27 年 3 月）を踏まえながら、史跡の性格に合った形での防災体制の構築と体制整備を進めていき、災害に備えていくものとする。(図 6-2、図 6-3)

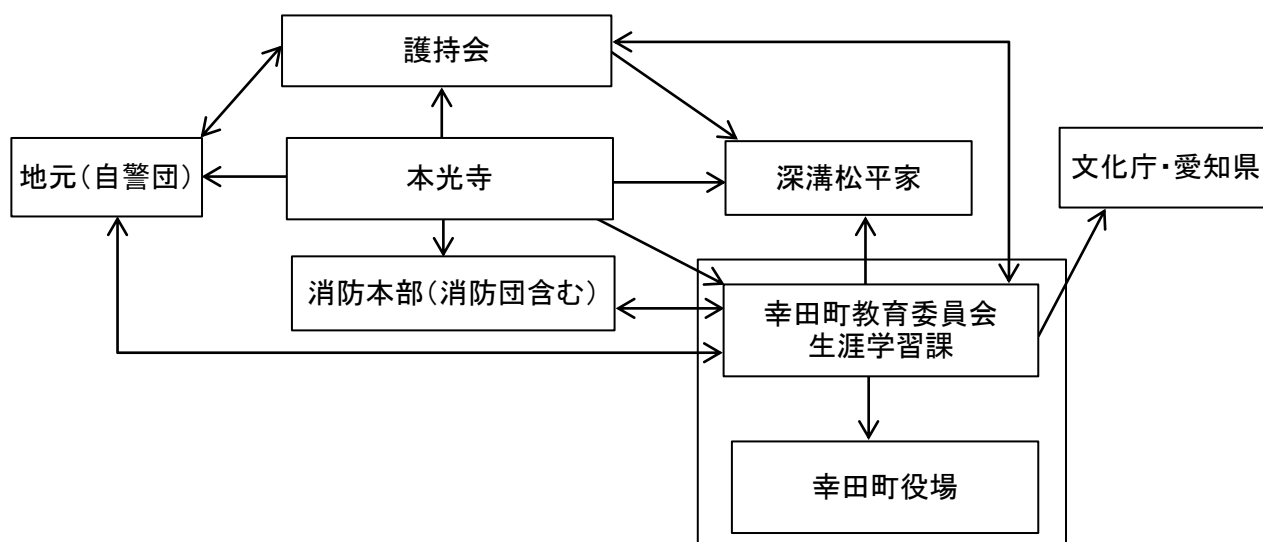


図 6-2 災害時連絡体制の概念図(案)

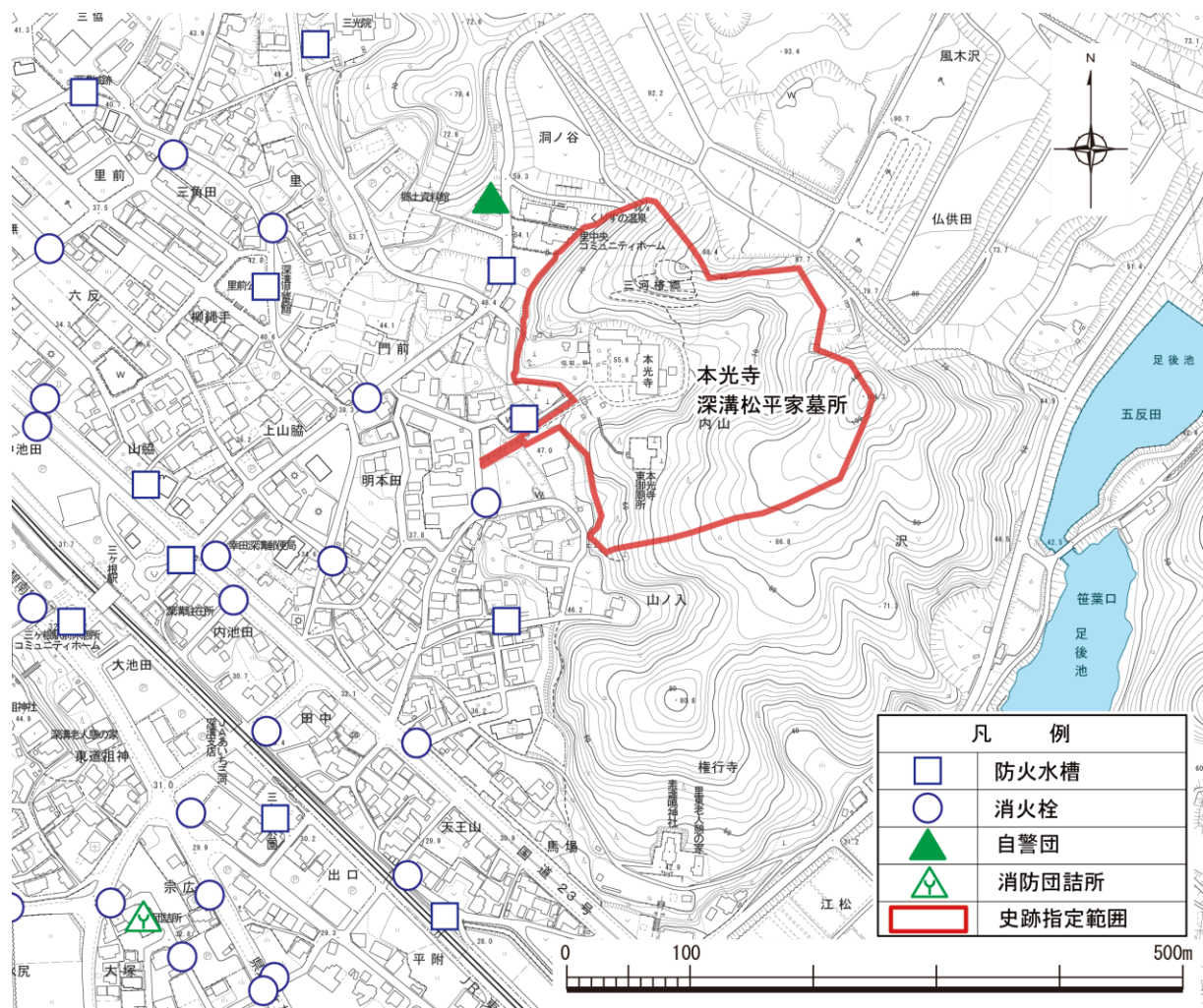


図 6-3 防火水槽・消火栓位置図